

第1節 分 賦 金

○阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量

制 定	昭和42年10月14日	議案第6号議決		
改 正	昭和50年9月10日	議案第1号議決	平成9年3月25日	議案第1号議決
	昭和57年2月16日	議案第1号議決	平成12年3月21日	議案第1号議決
	平成元年3月13日	議案第1号議決	平成26年3月24日	議案第1号議決
	平成4年3月23日	議案第1号議決	平成31年3月11日	議案第1号議決
	平成8年3月21日	議案第1号議決	令和2年3月24日	議案第1号議決

(分賦金)

第1条 分賦金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 分賦基本水量 分賦基本水量に第2条第1号に規定する割合を乗じて得た額に100分の110を乗じた額
- (2) 分賦基本水量を超える水量 分賦基本水量を超える水量に第2条第2号に規定する割合を乗じて得た額に100分の110を乗じた額
- (3) 給水量 給水量に第2条第3号に規定する割合を乗じて得た額に100分の110を乗じた額

一部改正〔平成元年議案第1号議決、平成9年議案第1号議決、平成26年議案第1号議決、平成31年議案第1号議決〕 見出全部改正・本項一部改正〔令和2年議案第1号議決〕

2 前各号において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

本項追加〔令和2年議案第1号議決〕

(分賦割合)

第2条 分賦金の分賦割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする。

- | | | |
|------------------|------------|--------|
| (1) 分賦基本水量 | 1立方メートルにつき | 51円06銭 |
| (2) 分賦基本水量を超える水量 | 1立方メートルにつき | 61円27銭 |
| (3) 給水量 | 1立方メートルにつき | 9円62銭 |

一部改正〔昭和50年議案第1号議決、昭和57年議案第1号議決、平成4年議案第1号議決、平成8年議案第1号議決、平成12年議案第1号議決、令和2年議案第1号議決〕

(分賦基本水量)

第3条 分賦基本水量は、企業団と企業団を組織する市の協議により決定する1日に給水する最大量（以下「1日最大給水量」という。）に100分の70を乗じて得た水量（1立方メートル未満の端数水量は、1立方メートルとする。）に当該年度の日数

- 205ノ2 - 第10章 阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量

を乗じて得た水量とする。

一部改正〔令和2年議案第1号議決〕

- 2 1日の給水量が1日最大給水量を超えた場合においては、別記の式により算定した水量を前項の分賦基本水量に加算する。

(給水量)

第4条 給水量は、企業団を組織する市に供給した1年間の実績給水量とする。

本条追加〔令和2年議案第1号議決〕

(徴収方法等の委任)

第5条 分賦金の徴収の方法その他前各条の規定の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

旧4条繰下〔令和2年議案第1号議決〕

別記

$(給水量 - 1日最大給水量) \times \frac{70}{100} \times 1日最大給水量を超過して給水した日の属する月の日数$

(註) 算式中「給水量」は、1日最大給水量を超過して給水した日の給水量とし、1日最大給水量を超過して給水した日が同一の月に2日以上あるときは、それらの日の給水量のうち最大の給水量とする。

附則

(施行期日)

- 1 この議決は、議決の日から施行し、昭和42年10月1日から適用する。ただし、第2条第2号及び第3条第2項の規定は、昭和43年度分の分賦金から適用する。

(経過規定)

- 2 昭和42年度分の分賦金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

(1) 昭和42年度の給水量（給水量が分賦基本水量に達しないときは、分賦基本水量。次号において同じ。）の $\frac{1}{2}$ の水量にこの議決による廃止前の分賦割合（1立方メートルにつき11円97銭の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する金額

(2) 昭和42年度の給水量の $\frac{1}{2}$ の水量に第2条第1号の分賦割合を乗じて得た額に相当する金額

(昭和46年度までの1日最大給水量等)

- 3 第3条第1項に規定する1日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水量は、昭和42年度から昭和46年度までについて附則別表のとおり定める。ただし、企業団と企業団を組織する市との協議により増量することができるものとする。

(阪神水道組合分賦金の分賦割合及び徴収方法の廃止)

- 4 阪神水道組合分賦金の分賦割合及び徴収方法（昭和38年3月24日組第8号議案議決）は、廃止する。

附則別表 自 昭和42年度
至 昭和46年度

1日最大給水量及び分賦基本水量

(単位 立方米)

市	区分	年度				
		42	43	44	45	46
神戸市	1日最大給水量	396,817	423,720	448,941	475,844	501,065
	分賦基本水量	101,664,552	108,260,460	114,704,535	121,578,215	128,373,036
尼崎市	1日最大給水量	149,285	149,527	141,172	151,197	162,057
	分賦基本水量	38,247,000	38,204,185	36,069,665	38,630,870	41,519,040
西宮市	1日最大給水量	71,962	64,767	69,085	69,085	71,962
	分賦基本水量	18,436,884	16,548,005	17,651,400	17,651,400	18,436,884
芦屋市	1日最大給水量	9,658	10,655	11,240	12,907	14,052
	分賦基本水量	2,474,526	2,722,535	2,871,820	3,297,775	3,600,342

附 則 (昭和50年9月10日議案第1号議決)

(施行期日)

1 この議決は、議決の日から施行し、昭和50年9月1日から適用する。

(経過規定)

2 昭和50年度分の分賦金の額は、次の各号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 昭和50年度の給水量が分賦基本水量までの場合は、分賦基本水量の $\frac{153}{366}$ の水量に、改正前の分賦割合(1立方米につき16円85銭)を乗じて得た額と、分賦基本水量の $\frac{213}{366}$ の水量に、改正後の分賦割合(1立方米につき28円65銭)を乗じて得た額との合計額

(2) 昭和50年度の給水量が分賦基本水量を超えた場合は、次のア、イの合計額

ア 給水量のうち分賦基本水量に相当する水量については、前号の例により算出して得た額

イ 給水量のうち分賦基本水量に相当する水量を超える水量については、その $\frac{153}{366}$ の水量に、改正前の分賦割合(1立方米につき20円22銭)を乗じて得た額と、 $\frac{213}{366}$ の水量に、改正後の分賦割合(1立方米につき34円38銭)を乗じて得た額との合計額

附 則 (昭和57年2月16日議案第1号議決)

-205/3/2- 第10章 阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量

(施行期日)

- この議決は、昭和57年4月1日から施行する。
(昭和59年度までの1日最大給水量等)
- 第3条第1項に規定する1日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水量は、昭和57年度から昭和59年度までについて附則別表のとおり定める。

附則別表

(単位 立方米)

年度	市別 区分	神戸市		尼崎市		西宮市		芦屋市	
		1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量
57		574,900	146,886,950	254,062	64,913,060	111,588	28,510,880	27,450	7,013,475
58		574,900	147,289,380	254,062	65,090,904	111,588	28,588,992	27,450	7,032,690
59		574,900	146,886,950	254,062	64,913,060	111,588	28,510,880	27,450	7,013,475

附則 (平成元年3月13日議案第1号議決)

(施行期日)

- この議決は、平成元年4月1日から施行する。
(経過規定)
- 平成元年度の分賦金の額は、改正後の第1条の規定にかかわらず、1年間の給水量のうち、平成元年3月1日から同年4月末日までの給水量に係る部分については、なお従前の例により算定し、同年5月1日から平成2年2月末日までの給水量に係る部分については、改正後の規定により算定した額の合計額とする。
(平成3年度までの1日最大給水量等)
- 第3条第1項に規定する1日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水量は、平成元年度から平成3年度までについて附則別表のとおり定める。

附則別表

自 平成元年度

1日最大給水量及び分賦基本水量

至 平成3年度

(単位 立方米)

年度	市別 区分	神戸市		尼崎市		西宮市		芦屋市	
		1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量
元		596,011 606,211	154,015,940	255,264 256,064	65,356,105	117,275 126,275	31,494,845	35,450 39,450	9,737,875
2		606,211	154,887,020	256,064	65,424,425	126,275	32,263,445	39,450	10,079,475
3		606,211	155,311,368	256,064	65,603,670	126,275	32,351,838	39,450	10,107,090

(注) 平成元年度の1日最大給水量の上段は6月30日までの1日最大給水量と、下段は7月1日からの1日最大給水量とする。

第10章 阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基 ー 205ノ3ノ3ー
本水量

附 則 (平成4年3月23日議案第1号議決)

(施行期日)

- この議決は、平成4年4月1日から施行する。
(平成4年度1日最大給水量等)
- 第3条第1項に規定する1日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水量は、平成4年度について附則別表のとおり定める。

附則別表

(単位 立方米)

神戸市			尼崎市			西宮市			芦屋市		
1日最大給水量	分賦基 本量	分 水	1日最大給水量	分賦基 本量	分 水	1日最大給水量	分賦基 本量	分 水	1日最大給水量	分賦基 本量	分 水
606,211	154,887,020		256,064	65,424,425		126,275	32,263,445		39,450	10,079,475	

附 則 (平成8年3月21日議案第1号議決)

(施行期日)

- この議決は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年10月1日から施行する。
(経過規定)
 - 平成8年度分の分賦金の額は、次の各号に掲げる額に相当する金額とする。
 - 平成8年度の給水量が分賦基本水量までの場合は、分賦基本水量の $\frac{184}{365}$ の水量に、改正前の分賦割合(1立方米につき44円79銭)を乗じて得た額と、分賦基本水量の $\frac{181}{365}$ の水量に、改正後の分賦割合(1立方米につき55円27銭)を乗じて得た額との合計額
 - 平成8年度の給水量が分賦基本水量を超えた場合は、次のア、イの合計額
 - 給水量のうち分賦基本水量に相当する水量については、前号の例により算出して得た額
 - 給水量のうち分賦基本水量に相当する水量を超える水量については、その $\frac{184}{365}$ の水量に、改正前の分賦割合(1立方米につき53円74銭)を乗じて得た額と、 $\frac{181}{365}$ の水量に、改正後の分賦割合(1立方米につき66円32銭)を乗じて得た額との合計額
- (平成8年度1日最大給水量等)
- 第3条第1項に規定する1日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水量は、平成8年度について附則別表のとおり定める。

附則別表

(単位 立方米)

神戸市			尼崎市			西宮市			芦屋市		
1日最大給水量	分賦基 本量	分 水	1日最大給水量	分賦基 本量	分 水	1日最大給水量	分賦基 本量	分 水	1日最大給水量	分賦基 本量	分 水
619,445	158,268,380		256,740	65,597,070		131,875	33,694,245		39,940	10,204,670	

-205ノ3ノ4- 第10章 阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量

附 則 (平成9年3月25日議案第1号議決)

(施行期日)

1 この議決は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成9年度の方賦金の額は、改正後の第1条の規定にかかわらず、1年間の給水量のうち、平成9年3月1日から同年4月末日までの給水量に係る部分については、なお従前の例により算定し、同年5月1日から平成10年2月末日までの給水量に係る部分については、改正後の規定により算定した額の合計額とする。

(平成11年度までの1日最大給水量等)

3 第3条第1項に規定する1日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水量は、平成9年度から平成11年度までについて附則別表のとおり定める。

附則別表

自 平成9年度

至 平成11年度

1日最大給水量及び分賦基本水量

(単位 立方米)

	神戸市			尼崎市			西宮市			芦屋市		
	1日最大給水量	分基本水量	賦本水量	1日最大給水量	分基本水量	賦本水量	1日最大給水量	分基本水量	賦本水量	1日最大給水量	分基本水量	賦本水量
9	619,445 672,381	167,272,745		256,740 265,436	67,076,454		131,875 142,291	35,465,958		39,940 47,892	11,557,451	
10	672,381	171,793,455		265,436	67,819,190		142,291	36,355,460		47,892	12,236,625	
11	672,381	172,264,122		265,436	68,004,996		142,291	36,455,064		47,892	12,270,150	

(注) 平成9年度の1日最大給水量の上段は6月30日までの1日最大給水量と、下段は7月1日からの1日最大給水量とする。

附 則 (平成12年3月21日議案第1号議決)

(施行期日)

1 この議決は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

(平成15年度までの1日最大給水量等)

2 第3条第1項に規定する1日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水量は、平成12年度から平成15年度までについて附則別表のとおり定める。

第10章 阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量 - 205ノ3ノ5-
本水量

附則別表

自 平成12年度
1日最大給水量及び分賦基本水量
至 平成15年度

(単位 立方米)

市別 区分 年度	神戸市			尼崎市			西宮市			芦屋市		
	1日最大 給水量	分賦基 本量	分賦基 本量	1日最大 給水量	分賦基 本量	分賦基 本量	1日最大 給水量	分賦基 本量	分賦基 本量	1日最大 給水量	分賦基 本量	分賦基 本量
平成12年度	672,381	171,793,455	265,436	67,819,190	142,291	36,355,460	47,892	12,236,625				
平成13年度	672,381	171,793,455	265,436	67,819,190	142,291	36,355,460	47,892	12,236,625				
平成14年度	672,381	171,793,455	265,436	67,819,190	142,291	36,355,460	47,892	12,236,625				
平成15年度	672,381	172,264,122	265,436	68,004,996	142,291	36,455,064	47,892	12,270,150				

附 則 (平成26年3月24日議案第1号議決)

(施行期日)

- この議決は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 平成26年度の分賦金の額は、改正後の第1条の規定にかかわらず、1年間の給水量のうち、平成26年3月1日から同年4月末日までの給水量に係る部分については、なお従前の例により算定し、同年5月1日から平成27年2月末日までの給水量に係る部分については、改正後の規定により算定した額の合計額とする。

附 則 (平成31年3月11日議案第1号議決)

(施行期日)

- この議決は、平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 平成31年度の分賦金の額は、改正後の第1条の規定にかかわらず、1年間の給水量のうち、平成31年9月1日から同年10月末日までの給水量に係る部分については、なお従前の例により算定し、同年11月1日から平成32年2月末日までの給水量に係る部分については、改正後の規定により算定した額の合計額とする。

附 則 (令和2年3月24日議案第1号議決)

(施行期日)

- この議決は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年度から令和5年度までの1日最大給水量等)
- 第3条第1項に規定する1日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水

－205ノ4－ 第10章 阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量

量を、令和2年度から令和5年度までについて附則別表のとおり定める。

(分賦金負担軽減に係る給水量の減量措置の廃止)

- 3 分賦金負担軽減に係る給水量の減量措置について(平成28年3月23日議案第2号議決)は、令和2年2月29日をもって廃止する。

附則別表

自 令和2年度から
1日最大給水量及び分賦基本水量
至 令和5年度まで
(単位 立方メートル)

市別 区分 年度	神戸市		尼崎市		西宮市		芦屋市		宝塚市	
	1日最大 給水量	分賦基本 水量	1日最大 給水量	分賦基本 水量	1日最大 給水量	分賦基本 水量	1日最大 給水量	分賦基本 水量	1日最大 給水量	分賦基本 水量
令和2年度	638,381	163,106,455	232,523	59,409,955	188,504	48,162,845	41,242	10,537,550	27,350	6,987,925
令和3年度	638,381	163,106,455	232,523	59,409,955	188,504	48,162,845	41,242	10,537,550	27,350	6,987,925
令和4年度	638,381	163,106,455	232,523	59,409,955	188,504	48,162,845	41,242	10,537,550	27,350	6,987,925
令和5年度	638,381	163,553,322	232,523	59,572,722	188,504	48,294,798	41,242	10,566,420	27,350	7,007,070